

ウチの会社は大丈夫かな？  
そうだ、専門家に相談してみよう！

中小企業・小規模事業者の皆様へ

# 働き方改革 サポートします！



残業が月 60 時間を  
超えたら何か変わるの？

うちの会社でもらえる  
助成金ってあるのかな？

求人を出しても人が  
集まらないんだけど！

パートさんの手当の見直しを  
しなきゃダメなの？

センターご利用者(相談者)からの声



育児・介護休業法が  
改正されたけれど、  
何か対応をする必要はある  
のかな？

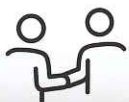
外国人労働者を雇いたいんだけど、  
どうしたら  
いいんだろう？



就業規則の改定を従業員に周知し、勤怠管理を新たに導入したことで時間外労働の申請ルールが明確化されました。(小売業)

助成金を活用し最新機器を導入したことで、業務効率が飛躍的に向上しました。(製造業)

賃金計算ルールの明確化により、労使の関係を良好にさせる効果がありました。(運送業)



個別企業訪問相談

貴社を訪問し、専門家と対面相談



電話・来所相談

当センター内で専門家が  
電話と来所の相談



セミナー開催・講師派遣

セミナー・WEBセミナーの  
実施開催



オンライン相談

お電話または下記QRコードより  
お問い合わせください。

中小企業・小規模事業者のための無料相談窓口

## 埼玉働き方改革推進支援センター



電 話

0120-729-055

E-mail

saitama@task-work.com

\*実施期間：令和6年4月8日から令和7年3月31日  
受付日時：月～金曜日（祝日等を除く）  
午前9時～午後5時  
当センター専用駐車場有（要・事前連絡）

ホームページ



<https://hatarakikatakakaku.mhlw.go.jp/consultation/saitama/>

埼玉働き方改革推進支援センター

埼玉働き方改革推進支援センター 〒330-0854 埼玉県さいたま市大宮区桜木町 2-372 市野屋ビル 3 階

# 対策はお済でしょうか??

令和6年10月から埼玉県 lowest賃金が1,028円から1,078円に引き上げられました。

※最低賃金とは、働く全ての人に賃金の最低額を保証する制度です

令和6年10月から従業員51人以上100人以下の事業主はパート・アルバイトの社会保険（厚生年金保険）が適用されました。

※パートやアルバイトといった短時間労働者が、一定の要件を満たすと、社会保険（厚生年金保険・健康保険）の加入対象になります

令和7年4月1日から改正育児・介護休業法が段階的に施行されます。改正に即した制度の準備、就業規則等の見直しが必要となります。



最低賃金引き上げ

1,028円 → 1,078円



業務改善助成金 / キャリアアップ助成金など

(賃金規定等改定コース)

社会保険適用拡大

週の所定労働時間が20時間以上など



キャリアアップ助成金など

(社会保険適用時処遇改善コース)

育児・介護休業法改正



改正法への対応 / 両立支援等助成金など

(育休中等業務代替支援コース)

## 処遇改善で人材確保!!

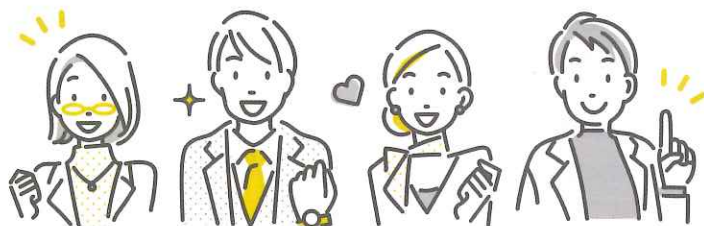
相談  
無料

無料で専門家がお伺いしアドバイス、サポートさせていただきます

### 是非、専門家に

(社会保険労務士ほか)

### ご相談ください!!



助成金以外にも働き方改革全般に関するご相談も対応いたします。お気軽にご連絡ください。

## 埼玉働き方改革推進支援センター

### ☎ 0120-729-055

